

株式会社愛和 和光営業所 重要事項説明書

1. 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社愛和 和光営業所
所在地 〒351-0114 埼玉県和光市本町 15-35 大野ビル 2F
電話番号 048-475-9015
事業者番号 1172300525
サービス種別 訪問入浴介護

2. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（祝祭日を含む）
休業日 土曜、日曜日（12月29日～1月3日、及び事業所カレンダーで定めた日を除く）
営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで
連絡体制 営業時間外は、留守番電話等により対応致します。

3. 通常の事業の実施地域

和光市、新座市、志木市、朝霞市、東京練馬区
※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4. 従業員の職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1人（常勤職員、介護職員兼務）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- ・看護師 1人（非常勤職員1人）

バイタルチェックをもとに（介護予防）訪問入浴介護等の提供における最終決定を行うと共に入浴介助を行う。

- ・訪問入浴介護員 2人（常勤職員2人）

訪問入浴介護員等は、訪問入浴介護の提供にあたる。

5. 利用料について

（介護予防）訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合に準ずる額とする。

【基本料金】

（1回）	単位	地域区分	1割負担	2割負担	3割負担
訪問入浴介護	1,266単位	1単位あたり10,84円	1,373円	2,745円	4,117円
清拭又は部分浴	1,139単位	1単位あたり10,84円	1,235円	2,470円	3,704円

【その他加算】

		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	200単位／月	217円	434円	651円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	いずれかにつ いて1回につき	44単位／回	48円	96円	143円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		36単位／回	39円	78円	117円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		12単位／回	13円	26円	39円

	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料
介護職員等処遇改善加算	加算区分 (Ⅰ)	ご利用総単位数×10.0% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価 10割分の額から負担割合に応じた額

6. 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う（介護予防）訪問入浴介護を提供する際も交通費は徴収していません。

7. 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

9. 感染症対策

事業所は、感染症等の発生及びまん延防止等に関する取り組みの徹底を図ることを目とし、以下の措置を講じます。

- ① 感染症等予防・防止の方針を定めます。
- ② 感染症等予防・防止に関する委員会を設置・開催を実施します。
- ③ 周知・研修・訓練を実施します。

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口担当(管理者:渡邊 裕紀)

電話番号 048-475-9015

受付時間 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時30分）

（土、日曜日、12／29～1／3 及び事業所カレンダーで定めた休業日を除く）

その他の苦情・相談窓口

受付時間 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時00分）

和光市 長寿あんしん課

048-424-9125（直）

※和光市のみ受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

新座市 長寿しえん課	048-477-1111 (代)
志木市 高齢者ふれあい課	048-473-1111 (代)
朝霞市 長寿はつらつ課	048-463-1111 (代)
東京都練馬区 介護保険課	03-3993-1111 (代)

埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）

電話番号 048-824-2568

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土日祝日を除く）

東京都国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）

電話番号 03-6238-0177

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土日祝日を除く）

11. 虐待防止に関する相談窓口

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定
- ② 虐待防止等のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な委員会開催及びその結果について従業者への周知
- ③ 成年後見制度の利用支援
- ④ 苦情解決体制の整備
- ⑤ 従業者に対する虐待防止の啓発・普及の為の研修の実施
- ⑥ 身体拘束実施の際の記録

虐待防止責任者:事業責任者 鹿島 亮

電話番号 03-6458-9871